大臣官房官庁営繕部 各 課 長 殿 各 地 方 整 備 局 総務部長 殿 企画部長 殿 営繕 部長 殿 港湾空港部長 殿 北海道開発局 事業振興部長 殿 営繕部 長 殿 各地方航空局 総務部長 殿 空港部長 殿 保安部長 殿

国 土 交 通 省

大 臣 官 房 地 方 課 長 大 臣 官 房 技 術 調 査 課 長 大臣官房官庁営繕部管理課長 大臣官房官庁営繕部計画課長 湾 局 総 務 課 長 湾 局 技 術 企 画 課 長 航空局予算・管財室 航空局安全部空港安全·保安对策課長 航空局交通管制部交通管制企画課長 道 算 北 海 局 予 課 長 (公 印 省 略)

平成27年度補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行における 入札・契約業務等の円滑な実施について 平成27年度補正予算等に係る国土交通省所管事業の執行については、平成28年1月20日付け国会公243号により事務次官より各地方整備局等あて通知されているところであるが、地域における公共工事の品質確保やその担い手の中長期的な確保・育成に配慮しつつ、早期かつ円滑な執行を図る観点から、このうち記1から記3までの事項については、下記に定めるところによることとする。また、北海道開発局においても同様の措置を採ることとする。

記

1. 入札・契約手続の効率化等

入札・契約手続の実施に当たっては、「平成27年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」(平成27年4月10日付け国官総第12号、国官会第9号、国地契第5号、国官技第15号、国営管第12号、国営計第3号、国北予第1号又は平成27年4月10日付け国官総12-2号、国官会第9-2号)による他、次の(1)及び(2)により、事務の改善及び効率化並びに手続に要する期間の短縮に努めること。

(1) 契約変更の取扱い

契約変更の範囲については、「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」(昭和44年3月31日付け建設省東地厚発第31号の2)又は「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」(昭和44年4月1日付け建設省営管発第282号)により運用されているところであるが、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な工事については、既契約工事に追加することで、早期執行を図ること。

(2) 入札書及び技術資料の同時提出の取扱い

入札書及び技術資料の同時提出については、「高知県内の入札談合事案を踏まえた 入札契約手続の見直しの実施について」(平成26年2月6日付け国地契第61号、国官 技第256号、国営計第110号、国北予第39号)の規定にかかわらず、平成27年度補正 予算による工事に適用しなくても差し支えないこととすること。

2. 円滑な事業執行

事業の執行に当たっては、「平成27年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」(平成27年4月10日付け国官総第12号、国官会第9号、国地契第5号、国官技第15号、国営管第12号、国営計第3号、国北予第1号又は平成27年4月10日付け国官総第12-2号、国官会第9-2号)による他、次の(1)及び(2)により、円滑な事業執行のための入札及び契約事務の適切な実施に努めること。

(1) 最新の単価を適用した予定価格の設定等

予定価格設定時における最新の公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者 単価等の単価を適用して予定価格を設定すること。また、「賃金等の変動に対する工 事請負契約書第25条第6項の運用について」(平成26年1月30日付け国地契第57号、 国官技第253号、国営管第393号、国営計第107号、国港総第471号、国港技第97号、 国空予管第491号、国空安保第711号、国空交企第523号、国北予第36号)に基づき、 その適用対象となる工事については遺漏なきよう措置されたい。

(2) 施工時期等の平準化

「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について」(平成27年12月25日付け国官総第186号、国官会第2855号、国地契第43号、国官技第255号、国営官第355号、国営計第75号、国北予第25号)に基づき、平成28年度第1四半期の工事量を確保するため、早期かつ円滑な執行を図るとともに、余裕期間制度の積極的な活用、繰越制度の適切な活用等により、施工時期等の平準化に努めること。